1回目の加盟国協議に諮られているISPM案

ISPM 46 「植物検疫措置のための品目基準」 の附属書案「さといも(Colocasia esculenta)生塊茎の国際移動」

ISPM 46 植物検疫措置のための品目基準

ISPM 46本体の目的

- 品目基準の作成及び利用に関するガイダンスを提供する。
- 本基準の附属書として作成される個別品目基準は、植物検疫輸入要件の策定を支援し、安全な貿易を促進する。

【本体】品目基準のコンセプト

【附属書】個別の品目基準

- 品目基準の原則、対象、目的
- 有害動植物の掲載基準
- 検疫措置の掲載基準
- 措置の信頼性
- 見直し

附属書1:マンゴウ生果実の基準

附属書2:さといも生塊茎の基準

附属書3:バナナ生果実の基準



検討の経緯

- 2024年4月 IPPC総会でトピックに追加
- 2024年12月 品目基準に関する技術パネル(TPCS)が附属書 案を作成
- 2025年1月 TPCSが修正し、基準委員会(SC)に提出
- 2025年5月 SCが修正し1回目加盟国協議に諮ることを承認
- 2025年7~9月1回目加盟国協議



対象品目と用途

対象となるさといも生塊茎

- 生塊茎全体に適用される
- 葉と側芽を除いたもの



用途

- 貿易用に生産されたもの
- 消費用又は加工用
- 加工済の塊茎には適用しない

(例:乾燥、缶詰、加工、冷凍、皮むき)



さといも生塊茎に関連する有害動植物

表1:さといも生塊茎に関連する有害動植物一覧

甲虫類	10種
カメムシ(半翅目)	1種
線虫類	1種
真菌類	1種
ウイルス	4種

- 掲載有害動植物は、 さといも生塊茎に関連することが知られ、少なくとも1つ以上の IPPC締約国によって規制されている。
- 当該リストは全てを網羅しているわけではなく、また、当該有害動植物に対する規制を 技術的に正当化するものではない。
- 掲載種を規制対象とするかは、輸入国がリスク評価により決定すべき。



植物検疫措置の選択肢

- 締約国は、ある病害虫に対する措置が、さといも生塊茎に規制対象の他の病害虫の病害虫リスクを有効に管理するかどうかを検討し、さらに、これらの選択肢を植物検疫措置として適用する際は、国家植物防疫機関(NPPO)は適切な適用手順を検討すべきである。
- 可能な限り、臭化メチルのくん蒸に代わる有効で環境への影響がより少ない 代替手段を、選択するべきである。
- 本基準で述べられている植物検疫措置は、単独で利用した場合に有効なもの もあれば、他の措置と組み合わせて使用した場合にのみ有効になるものもあ る。



植物検疫措置の選択肢(1/4)

表 2:植物検疫措置の一般的な選択肢

植物検疫措置の選択肢	参考	
有害動植物無発生地域(PFA)	ISPM 4	
システムズアプローチ(SA)	ISPM 14	
植物検疫処理	ISPM 28	
検査	ISPM 23, ISPM31	
検定及び病害虫の同定	ISPM 27	
植物検疫証明書	ISPM 7, ISPM 12	
収穫後の作業(土壌を除去するための清掃作業、 例:ブラシ掛け、洗浄)	ISPM 14, ISPM 32	



植物検疫措置の選択肢(2/4)

表3:さといもの生塊茎に関連する有害動植物種(表1)に応じた措置の 選択肢

有害動植物	措置の選択肢
Papuana spp. (甲虫類の一種)	MB1、PFA
Tarophagus proserpina(ミナミヒメトコナジラミ)	葉柄の基部の除去
Radopholus similis (バナナネモグリセンチュウ)	収穫前の塊茎の採取と試験室での検査
Phytophthora colocasiae (さといも疫病)	PFA、SA 1
dasheen mosaic virus, colocasia bobone disease virus, taro vein chlorosis virus, tomato zonate spot virus	葉柄の基部の除去



植物検疫措置の選択肢(3/4)

表4:臭化メチル(MB)くん蒸の基準

測定番号	最低温度(℃)	最小投与量(g/m³)	最小時間 (時間)	参考文献
MB1	5-10	56	2	MAFF(1998) *
	11-15	48	2	
	16-20	40	2	
	21-25	32	2	
	31以上	16	2	

^{*} MAFF (Ministry of Agriculture, Food and Forests - Kingdom of Tonga).1998. *Quarantine and quality management division operational manual*. Nuku'alofa, Tonga.



植物検疫措置の選択肢(4/4)

表5:システムズアプローチの選択肢

番号	個別措置	参考文献
SA 1	植え付け措置(例:耐病性品種の使用など) 収穫前の対策(例:病原体の感染源を減少させるための ほ場内病害虫防除措置) 収穫後の措置(例:温湯浸漬、塊茎の先端切り取り)	Biosecurity Australia (2011) DAFF (2020)